

平成 26 年 4 月より駐車場使用料制度の見直しを実施します。

平成 23 年度の行政評価（いわゆる名古屋市版事業仕分け）において、市営住宅の駐車場使用料について、周辺の民間駐車場料金と比べて格差が生じているために「見直し」判定とされました。これを受け、平成 24 年度に外部有識者等による検討委員会を設置し、駐車場使用料見直しに関する提言を受けたことに伴い、駐車場使用料などを見直すことになりました。

駐車場使用料制度の見直しの概要

- 駐車場使用料の決定方法の見直し
駐車場使用料の決定方法について、以下のとおり見直しを行います。

【現行の使用料決定方法】

基準額と近隣の民間駐車場料金を算定したうえで、近隣の市営住宅とのバランスを考慮して決定する。

<例>市営A団地の使用料を決定する場合

A団地基準額	6,000円
近隣民間料金	8,000円
近隣市営B団地	5,000円

⇒A団地駐車場使用料 5,000円

【見直し後の使用料決定方法】

基準額と近隣の民間駐車場料金を算定し、どちらか低い方で決定する。

<例>市営A団地の使用料を決定する場合

基準額	6,000円
近隣民間料金	8,000円

⇒A団地駐車場使用料 6,000円

基準額＝償却費＋修繕費＋管理事務費＋地代相当額＋公租公課＋空車引当金

* 基準額とは、国の通達に基づき算出した金額です。

なお、今後は5年ごとに駐車場使用料の見直しを予定しております。

- 負担調整措置
駐車場使用料が値上がりとなる場合には、利用者の方の急激な負担増を避けるために、以下の負担調整措置を実施します。
 - (1) 3年間の経過措置期間を設け、段階的に値上げを行います。
 - (2) 基準額との差が大きい団地については、見直し後の駐車場使用料は、現行の駐車場使用料の1.5倍を上限とします。

駐車場使用料減額制度が変わります

平成26年4月から、駐車場使用料の減額制度が下表のように変わります。

区分	対象要件	収入要件	減額率
特別障害	身体障害者(1、2級)世帯 精神障害者(1級)世帯 愛護手帳受給者(1、2度)世帯 戦傷病者(特別項症、第1～第3項症)世帯 原子爆弾被爆者(厚生労働大臣認定書)世帯	 所得月額 <u>15万8千円</u> 以下	 使用料の <u>75%</u> を減額
	身体障害者(3、4級)世帯 (ただし、4級は下肢障害に限る) 精神障害者(2級)世帯 愛護手帳受給者(3度)世帯 戦傷病者(第4～第6項症、第1款症)世帯 原子爆弾被爆者(健康管理手当証書)世帯		使用料の 50%を減額

《注意》

- ・特別障害者世帯への75%の減額率の適用は、平成26年4月からとなります。
- ・平成26年3月31日現在で減額の適用を受けている方が平成26年4月以降引き続き減額を受ける場合の所得月額の上限は、平成31年3月までの間に限り所得月額20万円となります。ただし、所得月額15万8千円を超える場合の減額率は一律50%となります。
- ・正規の手続きを経ないで市営住宅に転入している方または転出した方がいる世帯は、減額を受けることができません。
- ・定住促進住宅については、従来どおり、減額制度はありません。

現在、駐車場使用料減額の適用を受けている方で、平成25年度収入申告書(駐車場使用料減額申請の記載があるもの)を提出し、引き続き減額の要件を満たす場合は、新たに手続きをする必要はありません。

- 申請手続き(新規に申請される場合) ※随時受付を行っております。
申請書(住宅供給公社収納課、東西南北の各方面事務所、団地内の管理事務所にあります)に、以下の書類を添えて申請してください。
 - ①世帯全員の住民票の写し(続柄表示のあるもの)
 - ②世帯全員の所得及び扶養関係がわかる証明書(市民税・県民税証明書)
 - ③(障害の区分により)障害者手帳等及びそのコピー

【お問い合わせ先】

名古屋市住宅供給公社収納課	523-3882・3885(FAX523-3869)
東部事務所 774-3871(FAX774-3872)	西部事務所 303-2251(FAX303-2253)
南部事務所 823-1315(FAX823-1317)	北部事務所 529-1261(FAX523-7151)